

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則

昭和 58 年 9 月 30 日

規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例(昭和 58 年条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収容人員の算出方法)

第 2 条 次条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項に規定する収容人員は、15 平方メートル以下の客室にあっては 1 室につき 1 人、15 平方メートルを超える客室にあっては 1 室につき 2 人として算出するものとする。

(施設基準)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号アに規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 各種の集会の用に供する施設 面積が収容人員に 1.5 平方メートルを乗じて得た数値以上のもの
- (2) 受付及び応接の用に供する施設 間口 3.6 メートル以上のもので、面積 10 平方メートル以上のもの
- (3) 玄関 間口 3.6 メートル以上のもので、面積 10 平方メートル以上のもの

2 条例第 2 条第 2 号イに規定する規則で定める基準は、共用施設を有する階ごとに男子用、女子用各 1 箇所以上(複数の共用施設を有する階にあっ

ては、当該複数の共用施設を有する階ごとに男子用、女子用各2箇所以上)あることとする。

- 3 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める数値は、次の表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとに同表の右欄に定めるものとする。

収容人員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

(構造)

第3条の2 条例第2条第2号エに規定する規則で定める構造は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 玄関を通らないで客室に出入りできる構造
- (2) 帳場又はフロント及びロビーを通らないで入退館の手続きができる構造
- (3) 玄関が2箇所以上あり客が他の者と対面せず客室に出入りできる構造

2 条例第2条第2号オに規定する規則で定める構造は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) フロント等からロビーが見渡せない構造
- (2) フロント等における従業員と全ての客(乳幼児を除く。)とが互いに上半身までをはっきりと見ることができない構造

(設備)

第3条の3 条例第2条第2号カに規定する規則で定める設備は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 動力により振動し、又は回転するベッドその他の特異な形態のベッド
- (2) 横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(面積合計が1平方メートル以上のものに限る。)
- (3) 性的感情を刺激する装置、照明、装飾品又は調度類
(届出)

第4条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、市川市ホテル等建築届出書(様式第1号)を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ホテル等経営方針説明書 ホテル等の経営方針を明記したもの
- (2) 付近見取図 方位、道路及び目標となる地物、建築場所から周囲300メートルの区域内の状況を明示したもの(縮尺2,500分の1)
- (3) 配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の高低差を明示したもの(縮尺200分の1以上)
- (4) 各階平面図 方位、間取、各室の用途(有効面積、浴槽、寝具類の寸法記入)、壁の材質、開口部、屋内・屋外階段、玄関、帳場、廊下、各室の出入口、車庫等を明示したもの(縮尺100分の1)
- (5) 立面図 4面、開口部、広告物及び屋外照明設備の設置箇所、形状寸法を明示したもの(縮尺100分の1)
- (6) 断面図 2面以上、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さを明示したもの(縮尺100分の1)

- (7) 敷地利用計画図 敷地内における建築物の位置、駐車場の位置、境界塀の構造及び高さ並びに付属施設(屋外工作物を含む。)の用途及び位置を明示したもの(縮尺 200 分の 1 以上)
- (8) 透視図 建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもので、主要出入口が明示されているもの
- (9) 公図写 建築場所から周囲 100 メートルの区域のもの
- (10) 仕上表 建築物(外構、設備を含む。)の仕上げの材料の種別及び厚さを明示したもの
- (11) 客室平面詳細図 客室内の間取(寝具類、鏡台、テレビ等設備器具の配置)を明示したもの(縮尺 50 分の 1 以上)
- (12) 広告物詳細図 屋外広告物の設置場所の詳細(縮尺 2,500 分の 1)並びに構造、形態、寸法、彩色、ネオン管の使用、点滅及び回転の有無を明示したもの(縮尺 50 分の 1 以上)
- (13) 施設求積図 ロビー、食堂、玄関、フロントの施設としての利用面積の算定範囲を明示したもの(施設面積の計算式を含む。)
- (14) その他特に市長が必要と認めるもの

3 建築主が、名義変更をしようとする場合には、市川市ホテル等名義変更届出書(様式第 2 号)を市長に届け出なければならない。

4 前項の届出書には、ホテル等経営方針説明書を添付しなければならない。
(公開板の設置)

第 4 条の 2 条例第 3 条の 3 第 1 項に規定する公開板は、ホテル等建築計画公開板(様式第 3 号)によるものとし、当該ホテル等の敷地に接する道

路(2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路)に面する場所に設置しなければならない。

- 2 条例第3条の3第1項に規定する報告は、市川市ホテル等建築計画公開板設置報告書(様式第4号)によるものとし、設置後3日以内に届け出なければならない。

(図書の閲覧)

第4条の3 条例第3条の3第2項に規定する規則で定める図書は、第4条第1項及び第2項に定めるもののうち次に掲げるものとする。

- (1) 市川市ホテル等建築届出書
- (2) 立面図
- (3) 敷地利用計画図
- (4) 透視図
- (5) 広告物詳細図

- 2 条例第3条の3第2項の規定により閲覧させることができる図書(以下この条において「図書」という。)の閲覧場所は、街づくり部開発指導課とする。

- 3 図書を閲覧しようとする者は、市川市ホテル等建築計画図書閲覧申請書(様式第5号)により市長の許可を得なければならない。

- 4 市長は、職員の指示に従わない者又は図書を汚損し、若しくは、毀損するおそれがあると認められる者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(指定施設)

第4条の4 条例第4条第5号ケに規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域ふれあい館
- (2) 少年自然の家
- (3) 市民プール
- (4) ゲートボール場
- (5) 少年野球広場
- (6) 児童遊園地
- (7) 松香園
- (8) 福祉作業所
- (9) 南八幡ワークス
- (10) 市民体育館
- (11) 男女共同参画センター
- (12) スポーツ広場

(決定通知)

第5条 条例第3条の2第2項の規定による決定通知は、条例第3条の規定による届出のあったホテル等がラブホテルに該当する場合には市川市ラブホテル該当通知書(様式第6号)により、該当しない場合には市川市ラブホテル非該当通知書(様式第7号)により行うものとする。

(中止命令)

第6条 条例第5条の規定による中止命令は、市川市ラブホテル建築工事中止命令書(様式第8号)により行うものとする。

(指導、勧告)

第 7 条 条例第 6 条の規定による指導、勧告は、市川市ラブホテル指導、勧告書(様式第 9 号)により行うものとする。

(身分証明書)

第 8 条 条例第 7 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第 10 号)とする。

附 則

この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 15 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 7 月 1 日規則第 32 号)

この規則は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 10 月 13 日規則第 56 号)

この規則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 27 日規則第 57 号)

この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 7 月 14 日規則第 28 号)

この規則は、平成元年 8 月 13 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 5 月 25 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 39 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 27 日規則第 100 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日規則第 21 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 2 項及び第 3 条の 2 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後に行われる市川市ラブホテルの建築規制に関する条例(昭和 58 年条例第 26 号)第 3 条の規定による届出に係るホテル等について適用し、同日前に行われた同条の規定による届出に係るホテル等については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 26 日規則第 20 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 18 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規則第 10 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

市川市ホテル等建築届出書

年 月 日

市川市長 様

建築主 住所

氏名 印

T E L

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 3 条に基づき下記のとおり届出いたします。

記

ホテル等の名称					
建築場所	地番	市川市			
	用途地域		高度地区		
	防火地域	防火・準防火・指定なし			
建築計画の概要	主要用途				
	階数	地上 階	地下 階	客室	室
	高さ	地上 m	地下 m	収容人員	人
	構造	造		工事種別	
		申請部分	申請以外の部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	%
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
屋外広告物の形態					
旅館業経営予定者	住所				
	氏名	TEL			
届出者	住所				
	氏名	印・TEL			

市川市ホテル等名義変更届出書

年 月 日

市川市長 様

建築主 住所

氏名 印

T E L

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第 4 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり変更後の建築主のホテル等経営方針説明書を添付し届出いたします。

記

ホテル等の名称		
敷地の地番		
変更事項	変更前	変更後
建築主	住所	住所
	氏名	氏名
	TEL	TEL
変更予定日		
変更理由		

様式第 3 号

		90 cm			
ホテル等建築計画公開板					
ホテル等の名称					
敷地の地番		市川市			
建築計画の概要	規模	階数	地上	階・地下	階
		高さ	地上	m・地下	m
	構造	造、一部			造
	主要用途				
	敷地面積	m ²			
	建築面積	m ² (建ぺい率			%)
延べ面積	m ² (容積率			%)	
建築着工予定日	年 月 日				
建築主	住所				
	氏名	TEL			
設計者	住所				
	氏名	TEL			
施工予定者	住所				
	氏名	TEL			
設置年月日	年 月 日				
<p>この公開板は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 3 条の 3 第 1 項の規定により設置したものです。</p> <p>上記建築計画概要についての問い合わせは、下記へ御連絡下さい。</p> <p>(連絡先) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">TEL</p>					

150 cm

市川市ホテル等建築計画公開板設置報告書

年 月 日

市川市長 様

建築主 住所

氏名 印

T E L

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき下記のとおりホテル等建築計画公開板を設置しましたので、報告いたします。

記

敷地の地番	市川市
設置年月日	年 月 日
設置基数	
公開板設置済写真	別添のとおり (公開板の文字が読める程度に撮影されているもの及び敷地の全景が撮影されているものを裏面に貼付すること。)
位置図(公開板設置場所を明示すること。)	

市川市ホテル等建築計画図書閲覧申請書

年 月 日

市川市長 様

申請者 住所

氏名

T E L

市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 3 条の 3 第 2 項の規定により、下記ホテル等の建築計画図書を閲覧申請いたします。なお、閲覧に当たっては、当該図書を汚損し、又は毀損しないことを誓約いたします。

記

ホテル等の名称	
閲覧物件の地番	市川市
閲覧目的	
閲覧図書	
閲覧日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
閲覧者の職業	年齢 才
これ以下の本欄には記入しないで下さい。	
利害関係人に係わる審査	

市川市ラブホテル該当通知書

市 第 号

年 月 日

建築主 住所

氏名 様

市川市長

印

年 月 日付でホテル等建築届出のあった下記建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当し、同条例第 4 条の規定により建築することができないので、同条例第 3 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

記

ホテル等の名称	
敷地の地番	市川市

市川市ラブホテル非該当通知書

市 第 号

年 月 日

建築主 住所

氏名 様

市川市長

印

年 月 日付でホテル等建築届出のあった下記建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当しないと決定しましたので、同条例第3条の2第2項の規定により通知します。

記

ホテル等の名称	
敷地の地番	市川市
添付図面	別添のとおり
備考	

市川市ラブホテル建築工事中止命令書

市 第 号

年 月 日

建築主 住所

氏名 様

市川市長 印

下記の建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 4 条の規定に違反しているので、同条例第 5 条の規定に基づき直ちに建築工事を中止するよう命ずる。

記

敷地の地番	市川市
-------	-----

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、市川市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市川市を被告として(市川市を代表する者は市川市長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することになります。

市川市ラブホテル指導、勧告書

市 第 号
年 月 日

建築主 住所

氏名 様

市川市長 印

年 月 日申請された建築物は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当いたしますので同条例第 6 条の規定に基づき、下記のとおり指導、勧告いたします。

記

(表)	第 号
立入調査員証	
	所属
	職・氏名
	年 月 日生
上記の者は、市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき立入調査を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日
	市川市長 印

(裏)	市川市ラブホテル建築規制に関する条例(抜粋)
(立入調査)	
<p>第 7 条 市長は、ラブホテルの建築に対し、前 2 条の規定による中止命令又は指導、勧告を行おうとするときは、当該職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	